



**ご利用ください
北檜山職業相談室での
取り扱いについて**

雇用保険受給手続きから認定・給付まで、ご本人の申し出により八雲出張所で取り扱いができませんのでご利用ください。
また、お仕事に関するご相談を派遣日以外でも随時行っておりますのでお気軽にご相談ください。
なお、12月と1月の函館公共職業安定所職員の北檜山職業相談室派遣日は、次のとおりです。

- ◎日時
- ・12月1日 困 午後1時～午後5時
 - ・12月2日 困 午前9時～正午
 - ・12月21日 困 午前9時～午後5時
 - ・1月5日 困 午後1時～午後5時
 - ・1月12日 困 午後9時～午後5時

- ・1月19日 困 午前9時～午後5時
- ・1月26日 困 午前9時～午後5時

【問合せ】 北檜山職業相談室

☎ 4・5724

【問合せ】 ハローワーク函館

☎ 0138・26・0735

【問合せ】 ハローワーク八雲

☎ 01376・2・2509

**参加をお待ちしています
集団現地選考会を
開催します**

冬期間、道外での出稼（就労期間はおおむね4ヵ月から6ヵ月）希望する方を対象に、集団現地選考会を開催します。
当日は、建設業・製造業の事業所（東京・神奈川・千葉・埼玉・愛知・大阪などを予定）が、直接面接します。

なお、会場の駐車場が混雑する

る場合が考えられますので、できるだけ電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。

■日時

12月14日 困 午前10時～午後3時

■会場

花びしホテル（函館市湯の川町）

【問合せ】 ハローワーク函館

☎ 0138・26・0735

**ご確認ください
労働保険は
事業主の義務です**

労働保険は、労災保険と雇用保険を総称した名称です。
労働者を一人でも雇用している起業は、一部の業種を除き、個人法人を問わず加入しなければなりません。
労働災害や会社倒産などは、いつ起こるとは予測できません。起こってからでは遅すぎます。

労働者を雇用している事業主の皆さんや働いている従業員の皆さんは、労働保険にすでに加入しているか確認してください。

また、未加入の場合は、速や

かに所轄の労働基準監督署または公共職業安定所で加入手続きを済ませ、安心して働くことができる労働環境にしてください。

【問合せ】 函館労働基準監督署

☎ 0138・23・1276

【問合せ】 ハローワーク函館

☎ 0138・26・0735

**ご理解とご協力を
11月は建設雇用
改善推進月間です**

建設労働者については、労働条件や労働福祉などの面で改善を要する問題を多く抱えており

ます。

この期間中はローワークでは、事業主に対し、季節労働者への「雇用通知書」完全交付についての指導、有給休暇の付与の改善などに関する助言・指導や各種啓発活動を実施します。建設業が魅力ある産業として発展するよう、雇用の改善にご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】 ハローワーク函館

☎ 0138・26・0735

平成16年度 自衛隊生徒募集

採用予定数 (募集人員)	陸上自衛隊生徒 約250名 海上自衛隊生徒 約 60名 航空自衛隊生徒 約 50名
応募資格	中卒（見込み含む） 17歳未満の男子 
受付期間	平成16年11月1日 ㊦ ～平成17年1月11日 ㊦
試験期日	1次：平成17年1月15日 ㊦ 2次：平成17年1月28日～31日
合格発表	1次：平成17年1月24日 ㊦ 最終：平成17年2月22日 ㊦

自衛隊函館地方連絡部今金募集事務所 ☎2-0258

消費税及び地方消費税は「消費者からの預かり金」ともいえる税です。定められた期限までに申告・納付をお願いします。

戸籍の窓口

KOSEKI NO MADOGUTI



お誕生おめでとう

まさみち 雅路くん
 ○齊藤 剛さん・ゆかりさん/本町4区

おくやみ申し上げます

- 山崎 恒男さん (70) 本町7区
- 二階堂スエさん (89) 本町6区
- 辻 光春さん (68) 本町4区
- 三浦 文さん (88) 島歌2区
- 石田タマエさん (79) 島歌3区
- 山田勤次郎さん (85) 本町5区

(9月15日から10月14日まで届出)

人口と世帯

10月末現在 (前月比)	
人口	2,747人 (0)
男	1,318人 (0)
女	1,429人 (0)
世帯	1,162世帯 (0)

いつでもご相談ください
**法律問題や人権問題
 相談をお受けします**

函館地方法務局と函館人権擁護委員協議会では、人権擁護活動の一環として12月7日(午後時々4時) やすらぎ館で「特設人権相談所」を開設します。なお、函館地方法務局及び人権擁護委員の自宅ではいつでも相談に応じます。※相談無料、秘密厳守

◎相談内容

- ・ いじめ・家庭内のいざこざ
- ・ 不動産の登記など身近な法律問題や人権問題など

問合 函館地方法務局

☎0138・26・5686

問合 瀬棚町人権擁護委員

田村昭司 ☎7・2322
 岩田陵子 ☎7・2667

お気軽にご相談ください
**お年寄りと家族の
 悩みごと心配ごとは**

北海道高齢者総合相談センターでは、北海道より委託を受けて、お年寄りご家族の悩みごと心配ごとの相談を受け付けております。

一般相談のほか、専門の相談を来所または、電話などで受け付けており、遠方の方であっても、弁護士や医師などの専門家と電話で相談ができます。

また、当センターへの相談は、年齢を問わず一般相談、専門相談ともに無料で利用することができ、みなさんぜひご利用ください。

◎開設日

月曜日から金曜日及び第1・第3土曜日。ただし、祝日、

年末年始(12月28日から1月4日)を除く。

◎開設時間

午前9時〜午後5時

◎一般相談

一般相談員がお受けします。

◎専門相談

医療、法律、年金、福祉用具と住まいの4分野に関する専門家が相談をお受けします。(事前予約をいただきます)

◎相談電話

☎011・251・2525

問合 北海道高齢者総合相談センター

☎011・281・0928

総務町民課戸籍年金係からのお知らせ

担当：浜登幸恵

「知らなかった…」
 では、大変なことに!



年金というと、年を取って受ける老齢年金を思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか?

国民年金に加入したすぐにも、きちんと請求することができる条件(例えば保険料を納めた期間が3分の2以上ある)があれば、万が一の事故や病気で障害が残った場合、障害基礎年金を受けることができます。

「自分が年を取ったとき、年金が受けられるかどうかかわからないし…」 「友達に聞いたけど、やっぱりみんな納めてないし…」 というお話をよく聞きますが、国民年金は決して将来のためだけにあるわけではなく、障害基礎年金や遺族基礎年金など、不測の事態にも対応できる年金制度なのです。ただし、それを請求する事態が起こった場合は、一定の条件が必要となります。「でも、支払いたくても支払えない…」 とお困りの方、このほか国民年金について、ご不明な点がある方は役場戸籍年金係までお問い合わせください。

国民年金保険料は期限内に納めましょう!